○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　賃付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第九節　運送保険等（第四十三条・第六十条）
第三章　雑又は臨時運送等（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（適用）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をも行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送をも行います。

（約款外）

第二条　当店の約款外である運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習により、この運送約款によらないことがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物が運送する事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　配達期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、各一日

2　前項の規定によって算出した期間の開始の日、終了の日及び中間の日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七号）第二条に規定する国民の休日、日本郵便株式会社の郵便物の配達を行わない日（以下「休日」という。）及び一月二日、一月三日、五月二日、十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「年末年始」という。）を含まないものとします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、種別、個数及び重量

三　集荷及び配達又は発送及び到着を希望する年月日時

四　運賃及び料金の概算額

五　運送の希望条件

六　運賃、料金等（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する賃付け手数料、第六十一条に規定する雑又は臨時運送及び第六十二条第一項に規定する特別料金をいう。）、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品であるときは、その旨及び価額

十　第六十二条に規定する貨物の梱包又は荷造りを要するときは、その旨

十一　第六十二条第二項に規定する附帯業務を要するときは、その旨

十二　運送装置に付けようとすることを要するときは、その旨

十三　特別条件があるときは、その内容

十四　本船扱の内容について運送を要するときは、その旨

十五　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げるもの、当店が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の使用に係るもの（以下「電子情報処理組織等」という。）により運送の申込みを行う方法を定めているときは、前項の申込書の提出に代えて、申込者は、当該運送申込書を当店の電子情報処理組織等に記録することにより、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなされる時に、当該運送申込書が当店に到達したものとします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引受けます。次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達又は発送及び到着を予定する日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者を定めて、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、第六条第一項の運送申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2　申込者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないことに異議を唱えることはできません。

3　当店は、前項の規定によりその性質を通知した場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、当店は、当該運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運送の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送設備に支障があるときであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当店の約款が、法令や取引通念に照らして著しく不公平であるものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運搬品及び貴重品）

第十条　この運送約款において運搬品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貴金属、宝石、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、プリジウム、ルジウムその他の稀金属、金属石、紅玉、珪石、電気石、真珠その他の宝石石、象牙、つた甲、鼈甲及びその製品

二　美術品及び骨董品

三　容器内容物の価格が一キログラム当たりの価格が二万円を超えるもの（動物を除く。）

2　前項第一号から第三号までに掲げるものをいいます。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の申込書記載事項の確認）

第十一条　当店は、何受人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みを行う際、運送申込書の提出を求めるときは、何受人に対して、貨物の種類別の運送の申込書を用いてなかった